

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成30年5月30日

水曜日

第4357号

目次

告示

- 土地改良区の定款変更の認可 1
- 県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧
- 道路の位置の指定 2
- 道路の区域変更 3

公告

- 随意契約の相手方等の公示 4
- 土地改良区の役員の就退任 6
- 県営土地改良事業の工事の完了 9
- 土地改良事業の工事の完了 10

教育委員会公告

- 教育職員免許状の失効

正誤

- 平成30年5月21日付け第4353号富山県告示第289号 11

告示

富山県告示第304号

土地改良区の定款変更の認可について

外輪野用水土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する第30条第2項の規定により、平成30年5月22日認可した。

平成30年5月30日

富山県知事 石井 隆 一

富山県告示第305号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営若林地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年5月30日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営若林地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

平成30年5月30日から

平成30年6月27日まで

3 縦覧の場所

砺波市役所

教示

- この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第306号

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のように指定した。

平成30年5月30日

富山県知事 石 井 隆 一

道路番号	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	道路の位置		指定年月日
			始点の地名地番	終点の地名地番	
1	6.00	50.00	滑川市柳原75番7	滑川市柳原75番5	平成30年3月28日
2	6.00	72.42	氷見市鞍川1595番2	氷見市鞍川1595番1	平成30年4月12日
3	4.20～ 6.07	43.36	氷見市鞍川1595番1地先	氷見市鞍川1635番1地先	平成30年4月12日
4	6.00	67.95	南砺市福光字鴻巣 463番1	南砺市福光字鴻巣 463番4	平成30年4月13日
5	6.00	49.48	黒部市牧野2014番	黒部市牧野2014番	平成30年4月19日
6	4.00	2.00	魚津市吉島1125番	魚津市吉島1131番	平成30年4月19日
7	4.00	21.70	射水市緑町1番35	射水市緑町1番1	平成30年5月10日
8	6.00	41.24	黒部市前沢字堂田西2302番1	黒部市前沢字堂田西2302番1	平成30年5月10日

富山県告示第307号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において5月30日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成30年5月30日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 富山戸出小矢 部線	高岡市戸出二丁目1827番3 地先から	変更前		最大 21.4 最小 11.0	523.6	高岡土木 センター

高岡市戸出三丁目1321番地 先まで	変更後	最大 37.8 最小 16.5	523.6
-----------------------	-----	--------------------	-------

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県病院事業の財務に関する規則（昭和42年富山県規則第15号）第81条において準用する富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

平成30年5月30日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
電子カルテ等病院情報システムハードウェア保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県立中央病院経営管理課 富山市西長江二丁目2番78号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
52,886,628円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号に規定する既契約特定役務につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特

定役務の調達の手相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県病院事業の財務に関する規則（昭和42年富山県規則第15号）第81条において準用する富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

平成30年5月30日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
電子カルテ等病院情報システム運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県立中央病院経営管理課 富山市西長江二丁目2番78号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社インテック 富山市牛島本町5番5号
- 5 随意契約に係る契約金額
36,702,720円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号に規定する既契約特定役務につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の手相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため

土地改良区の役員の退任

西条畑地かんがい土地改良区の役員であった次の者が平成30年4月13日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年5月30日

富山県知事 石 井 隆 一

職名	氏名	住所
理事	中元 猛	氷見市窪 1560番地
同	西川 征雄	同 窪 997番地
同	東海 慎一	同 窪 1572番地
同	林原 助雄	同 柳田 2752番地
同	松村 博	同 柳田 2739番地
同	東 一夫	同 島尾 1337番地
同	村田 正示	同 島尾 1943番地
同	中田 専秀	同 島尾 1346番地
同	向井 義昭	高岡市太田 2819番地
同	石上 孝之	同 太田 132番地
監事	陸田 豊一	氷見市窪 1061番地
同	茨木 権二	同 柳田 2859番地
同	濱井 幸啓	同 島尾 1399番地

土地改良区の役員の就任

西条畑地かんがい土地改良区の役員に次の者が平成30年4月14日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年5月30日

富山県知事 石 井 隆 一

職名	氏名	住所
----	----	----

理事	中元 猛	氷見市窪	1560番地
同	西川 征雄	同 窪	997番地
同	東海 愼一	同 窪	1572番地
同	吉岡 裕一	同 柳田	701番地
同	村田 良一	同 柳田	2903番地
同	松村 博	同 柳田	2739番地
同	東 一夫	同 島尾	1337番地
同	村田 正示	同 島尾	1943番地
同	中田 専秀	同 島尾	1346番地
同	向井 義昭	高岡市太田	2819番地
同	石上 孝之	同 太田	132番地
監事	東海 進一	氷見市窪	2102番地 1
同	茨木 權二	同 柳田	2859番地
同	濱井 幸啓	同 島尾	1399番地

土地改良区の役員の退任

入善土地改良区の役員であつた次の者が平成30年3月31日退任した旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年5月30日

富山県知事 石 井 隆 一

職名	氏名	住所	
理事	上田 英俊	下新川郡入善町入膳	5535番地
同	上島 幸夫	同 同 桐山	822番地
同	坪野 和夫	同 同 下山	1111番地
同	伊林 勝良	同 同 小摺戸	1125番地
同	上田 健次	同 同 入膳	125番地
同	金田 直志	同 同 上野	870番地
同	金澤 正治	同 同 古黒部	3100番地

同	岩田 助和	同	同	高瀬	37番地
同	松原 博	同	同	新屋	2372番地2
同	飛島 弘	同	同	五郎八	76番地
同	金森 一洋	同	同	中沢	350番地1
同	池原 強	同	同	田ノ又	45番地
同	杉原 勲	同	同	目川	384番地
同	室 哲雄	同	同	君島	442番地
同	廣田 啓明	同	同	東狐	541番地
同	松平 輝寛	同	同	青木	527番地
同	中瀬 範幸	同	同	上野	2698番地
同	秋元 春敏	同	同	一宿	335番地
同	藤田 勉	同	同	新屋	2585番地
監事	池原 一憲	同	同	藤原	237番地
同	石田 明雄	同	同	下飯野	451番地
同	中島 哲夫	同	同	今江	386番地

土地改良区の役員の就任

入善土地改良区の役員に次の者が平成30年4月1日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年5月30日

富山県知事 石 井 隆 一

職名	氏名	住所	
理事	上田 英俊	下新川郡入善町入膳	5535番地
同	坪野 和夫	同 同 下山	1111番地
同	中瀬 範幸	同 同 上野	2698番地
同	伊林 勝良	同 同 小摺戸	1125番地
同	金森 一洋	同 同 中沢	350番地1
同	室 哲雄	同 同 君島	442番地

同	池 原 強	同	同	田ノ又	45番地
同	杉 原 勲	同	同	目川	384番地
同	廣 田 啓 明	同	同	東狐	541番地
同	松 平 輝 寛	同	同	青木	527番地
同	秋 元 春 敏	同	同	一宿	335番地
同	扇 原 賢 一	同	同	櫛山	365番地
同	上 野 友 義	同	同	道市	453番地
同	塚 田 敏 郎	同	同	下飯野	4613番地
同	村 中 輝 久	同	同	墓ノ木	23番地
同	舟 川 松 成	同	同	青島	552番地
同	松 田 勉	同	同	春日	520番地
同	石 塚 修 一	同	同	高島	72番地 2
同	白 又 正 明	同	同	新屋	1533番地
監 事	湯 島 弘	同	同	青木	2773番地
同	目 澤 俊 二	同	同	上野	1387番地
同	寺 林 寿 司	同	同	小摺戸	1436番地

県営土地改良事業の工事の完了

このことについて、次のとおり工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第 113条の 3 第 3 項の規定により公告する。

平成30年 5月30日

富山県知事 石 井 隆 一

地 区	事 業 名	工事完了年月日
下大久保	県営ため池等整備事業	平成29年 8月25日
神通川右岸 2期	県営水利施設整備事業	平成30年 3月15日

土地改良事業の工事の完了

このことについて、次のとおり提出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第2項の規定により公告する。

平成30年5月30日

富山県知事 石 井 隆 一

届出者	事業主体	地区	事業名	工事完了年月日
杉原土地改良区	杉原土地改良区	滅鬼	団体営基盤整備促進事業(用排水施設)	平成30年3月15日

教育職員免許状の失効

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項第2号の規定により次の教育職員免許状は失効したので、富山県教育職員免許状に関する規則（昭和43年富山県教育委員会規則第8号）第18条の規定により次のとおり公告する。

平成30年5月30日

富山県教育委員会

1 失効した免許状

氏名	草嶋 伸一		
本籍地	富山県		
免許状の種類	教科又は 領域	授与権者	
高等学校教諭2級普通免許状	工業	石川県	

2 失効の事由

教育職員免許法第10条第1項第2号に該当したため

3 失効年月日

平成30年3月28日

~~~~~  
**正 誤**  
~~~~~

平成30年 5 月21日付け第4353号富山県告示第 289号「道路の供用開始について」

表中

頁	項	誤	正
2	県道 三室荒屋富 山線	富山市本郷町字寺中島割 393番14 から 富山市本郷町字寺中島割17番10ま で	富山市本郷町字寺中島割 393番14 から 富山市本郷町字寺中島割17番10ま で

